

令和7年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱

1 趣 旨

群馬県内における令和6年の全産業の休業4日以上之死傷災害は、前年より50件（1.9%）増加の2,646件（*）となり、また、死亡災害は前年より1件減少の16件となりました。（* 新型コロナウイルス感染症を除く）

建設業では、休業見込み4日以上之死傷災害は、前年より45件（18%）減少の205件となり、そのうち死亡災害も3件減少の6件となり、災害防止の取組みに一定の成果が見られました。

死傷災害における事故の型別では、「墜落・転落」災害が66件（32.2%）、「転倒」災害が30件（14.6%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が22件（10.7%）と3つの型で全体の57.6%を占めています。

死亡災害の発生内容を見ると、高所からの墜落、解体中の屋根の崩壊、重機作業における挟まれ、電力設備内での感電であり、従来からの典型的な災害と言えます。

このような状況を踏まえ、本年度も9月を「建設業労働災害防止推進月間」と定め、群馬県下一斉に各種取組を展開するとともに、確実に労働災害を減少させるための取組を徹底する必要があります。

本月間を業界全体で、「労働災害対策待ったなし！原点に立ち返って安全対策の見直しを！」を実践し、災害撲滅の取組を展開しましょう。

2 期 間 令和7年9月1日から9月30日まで

3 主唱者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会 群馬県支部

4 実施者 各事業場（建設工事現場）

5 主唱者の実施事項

- （1）「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- （2）建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- （3）元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- （4）労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- （5）リスクアセスメントの導入促進
- （6）建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- （7）建設工事現場安全パトロールの実施
- （8）改正安衛則（足場関係）、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知
- （9）「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- （10）規格に適合した墜落制止用器具の安全な使用の啓発
- （11）メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- （12）「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知

- (13) 化学物質による健康防止対策の周知啓発
- (14) 事業場の実施事項についての指導援助

6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策の徹底
 - ア 重機移動、旋回時の安全確保
 - イ 始業前の作業個所の状況確認
 - ウ クレーン作業時の合図の確認
 - エ 脚立からの転落・落下災害に注意
 - オ 安全通路の確保
 - カ 墜落制止用器具の使用前点検と完全着用
 - キ 仮囲い等、仮設機材の点検
 - ク 資材風散養生の徹底
 - ケ 第三者災害の防止
 - コ 通勤時の安全運転励行
- (7) 作業者の安全意識の高揚
 - ア 「安全確認再確認運動：いそがない・あせらない・おこたらない」の実施
 - イ ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
 - ウ 危険予知活動の実施
 - エ 安全改善提案制度の導入
 - オ 優良労働者・職長の顕彰の実施
 - カ 安全衛生教育の実施
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - (「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の活用)
- (9) 交通労働災害（交通誘導時含む）防止活動の実施
- (10) 暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- (11) 創意工夫による自主的な安全衛生活動の実施

7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助